

会津ナンバー支援会議設置要綱

(目的)

第1条 「会津はひとつ」の思いが込められている『会津ナンバー』が誕生することから、会津ナンバーの円滑な普及促進を図るとともに、会津ナンバーを地域の活性化に結び付けるため、「会津ナンバー支援会議」(以下「支援会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 会津ナンバーの普及促進に関すること。
- (2) 会津ナンバーを活用した地域振興策、観光振興策などの各種施策の展開に関すること。
- (3) 会津ナンバーの誕生を契機とした交通安全・防犯・運転マナーの向上に関すること。
- (4) 会津ナンバーへの切り替え手続き方法等の周知・情報提供等に関すること
- (5) その他会津ナンバーに関すること。

(組織)

第3条 支援会議は、別表第1に掲げる団体で構成し、支援会議に別表第2に掲げるオブザーバー及び別表第3に掲げる協賛団体を置くものとする。

(代表、座長等)

第4条 支援会議に代表を置き、あいづふるさと市町村圏協議会長をもって充てる。
2 支援会議は、代表が招集し、代表が座長となる。
3 代表は、必要に応じて組織以外の者を支援会議に出席させることができるものとする。

(事務局)

第5条 支援会議の事務局は、あいづふるさと市町村圏協議会事務局に置く。
2 事務局長は、あいづふるさと市町村圏協議会事務局長をもって充てる。

(設置期間)

第6条 支援会議の設置期間は、平成18年5月24日から平成21年10月10日までとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月24日から施行する。

附 則 (平成19年8月17日決裁・一部改正)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

	団 体 名
1	あいづふるさと市町村圏協議会
2	会津総合開発協議会
3	会津方部商工観光団体協議会

別表第 2 (第 3 条関係)

	団 体 名
1	福島県生活環境部
2	福島県会津地方振興局
3	福島県南会津地方振興局
4	会津管内 6 警察署 (会津若松、猪苗代、喜多方、南会津、会津坂下、会津美里、)

別表第 3 (第 3 条関係)

	団 体 名
1	福島県バス協会 (会津に本社がある会員のみ)
2	福島県タクシー協会会津支部
3	福島県トラック協会会津ブロック協議会
4	福島県自動車会議所
5	会津管内 6 地区交通安全協会
6	会津管内 6 地区防犯協会連合会